

韓国金利事情調査報告書

資料篇

調査録

1 参与連帶	1
2 金融監督院	11
3 韓国消費者連盟	21
4 韓国消費者保護院	25
5 大法院（最高裁判所）	28
6 民主労働党	35
7 大韓弁護士協会・ソウル地方弁護士会	46
8 三和マネー	51
9 その他の資料	56
貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律	56
貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律施行令	61
信用不良者の急増と消費者金融機関の営業形態の変化	64
金融関連消費者相談、被害救済および紛争調停	
私金融利用実体分析のためのアンケート調査実施結果及び示唆点	

1 参与連帯

(1) 参与連帯は1994年9月10日に文民政府初期に既得権層の反発で改革が座礁していくことに危機感を覚えた学者・市民・学生などの創立会員が、斬新ながらも政治志向的でない共同体・司法監視・行政監視といった専門的改革運動の必要性など問題提起した市民団体である。活動機構としては「明るい社会をつくる本部」「司法監視センター」「議政治監視センター」「納税者運動本部」「小さな権利要求運動本部」などの活動機構や付設機関を有している。2001年12月段階での会員数は約1万4500人である。有名な活動としてはいわゆる「落選運動」があるが、利子制限法撤廃後利子規制復活の運動にも取り組んだ（日本語版参与連帯のパンフレットより）。

(2) 金ナムグン弁護士からの聴き取り

① 金融利用者保護及び利子制限法制定への取り組みについて

Q 貴団体は、1998年の金利規制撤廃の後、再度の金利規制実現のために、金融利用者保護及び利子制限法の制定運動に取り組まれたということだが、そのような運動に取り組むことになった経緯は？

A 1998年に経済破綻後の韓国ではIMFが参入し、IMFから利子制限法廃止要求があったため急遽、これを廃止することになった。判事や弁護士ですら利子制限法の廃止を知らないで裁判をしてしまう例があるほど急遽廃止された。

利子制限法廃止後に私金融の金利が上がった。年利200%から300%の貸付が普通に見られ、中には年利1000%まで徴求する業者もあった。

私金融が増加した背景であるが、利子制限法廃止当時の韓国の経済事情は悪化していた。庶民の収入は激減した。庶民がこれまでの生活・消費を維持するのは困難となった。しかし、収入のない庶民は銀行からお金を借りることはできないので、信用卡をつくって商品購入をするが、信用卡には限度額があり、やがて利用ができなくなる。その結果行き詰った庶民は、私金融からの借入という状況に陥っていく。このようにして高金利の私金融による被害者が増えていった。私金融の業者の中には、払えなければ体を放棄する旨の覚書を徴求し、返済が滞ると売春宿に売るという例もあった。また、高金利私金融のため破産する人が増加した。

利子制限法撤廃後、これまで私金融を営んでいた業者が高金利を徴求

することが合法化され貸付が活発になったことと、新興の金融業者（会社員が退職金で金融業を始めたり、投資業者などが金融業の方が儲かるという理由で業種を転換するなどした）が現れたことから私金融の数が増加していった。

利子制限法撤廃後は、銀行や信用カードなどの金融機関の貸付にも影響が現れた。信用カードにおいては、延滞利子ではあるが年率29%を徴求するなどやはり金利は高くなつた。

違法な取立をする「取立屋」も現れた。過酷な取立に耐えかねて借主は罪を犯したり、自殺をしたりする事例が増えた。勿論借主の家庭も破綻・崩壊する。このような社会的問題を解決するための対策として利子を制限する法律が復活した。

Q 利子制限法の撤廃の前後の自殺者の統計はあるか《ここで日本の自殺率推移表を示す》

A あとで調べてみる。

IMF以降、失業した人・アルバイトが増えた。この人々はもともと中級クラスの生活をしてきたが、職を失い所得が減る。生活するためにお金がいるので、消費を維持するために私金融・カードを利用する。債務に耐えきれず自殺をする、家庭が崩壊するという方が非常に増えてきた。日本と同じで非定期職となる率・自殺率が比例して増える。根本的解決はアルバイトなども同じ扱いをすること。そして強盗や窃盗をする人の70%は債務の返済が苦しい。まったく前科のない人が強盗したり、窃盗をしたりする。最高研究機関（博士などが集まる機関）のある人が裏ビデオを売って捕まる事件があったが、それもカードでの借金返済のため。母が子供を道連れに自殺する事件もあった。

Q 借金を理由とする売春婦が救済を求める際の債務処理について。

A 主人が前借金を払ってくる。それがなくなるまで働かせる。前借金は判例上払わなくてよい（去年から何回も判決が出ている）。性売買特別法が制定され、買春は処罰されるため、性売買はかなり減ってきている。

Q 日本ではホームレスが増えているが韓国では？

A 全く一緒である。職を失う人やアルバイトが増えるのと同じ時期にホームレスも増える。ホームレスが入れる施設を作ったり、相談をする救済機関が増えたのでやっている。

ホームレス増加率は、手元に資料がないので後ほど調べる。

なお1998年以前についての信用不良者に関する統計はないが、1

00万人を超えることはないと思う。1998年以前には利子制限法が定める年利25%を超える利息を徴求することはなかった。勿論地下金融としての違法な私金融は存在していたし、その状況は政府も把握していなかったが、そうした違法な地下金融においても利子制限法を超える年利25%以上を超える利子を徴求していたとしても年利100%を超えるようなことまでは無かったと思われる。

② 金融利用者保護及び利子制限法制定に対する意見

Q 上記運動に対する反発・反対意見はあったか。それはどのようなところからか。反発・反対意見の具体的な内容は。

A 利子制限の運動に経済学者や金融機関や私金融業者たちが反対した。私金融業者は利子制限法撤廃後に韓国では初めての私金融業者の業界団体を結成し反対運動をした。

経済学者の反対理由は、市場は「需要」と「供給」で決まるところ、利子を制限するなどということは、戦時下の統制経済ならばともかく平時においては規制すべきではない、というものである。

しかしながら、私金融はおよそ正常な市場ではない。資金需要者・消費者が必要な状態に陥れば利子が高くてまかり通る「市場」である。そこで法学者たちは、「正常な金利」を超えるような「高い金利」については、それを制限するのが当たり前であるという意見を出した。

これに対し、経済学者は、アメリカには利子制限はないと主張した。しかしながら私たちが調査した結果では、確かにアメリカの地方の州には利子規制はなかったが、ニューヨーク州やカリフォルニア州の州法には金利規制はあった。また御存知の通り、ドイツでは判例により利子制限をしていたし、台湾では民法において高金利を制限している。日本では民法の特別法（利息制限法）で制限している。

Q 市場が「需要と供給」できるというのがおかしい。市場原理が破壊されているのではないか。

A おっしゃったとおり、暴利制限法にすればよかつたのに利子制限法という名称にしたため、経済学者は混乱したのではないか。経済学者たちは、暴利ではなく正常な市場での利子を制限するのではないかという誤解をした。

消費者側から見れば銀行等の金融機関から正常に借りられれば問題ないのだが、そのようなところは担保がないと融資を受けられない。それがない人はどうするのか？私金融やカード業者が個人の信用を見て貸せ

ばいいがそれをしない。消費者は地下に隠れている私金融を全部知っているわけではない。どこでどんな金利で貸しているのかがわからない。選択の余地がない。お金がない人は困っている。生活のためにすぐに必要。市場原理は、貸す人と借りる人が分かっていて正常的な取引をしている場合の話。地下に隠れていて提供している人は分からない、経済的に困難な立場。市場が崩れていて暴利をとることが問題。これでは正常な取引ができない。

その反対に公的金融機関は借りる人が減った。その結果利子が10%以下におちる現状が生まれた。しかし私金融は一般的に200%から300%をとる。200%、300%などはどうみても正常ではない。利子制限法は市場の金利が幾らにならないとダメという制限ではなく、幾ら以上は暴利、という制限法である。

どこの国を見ても高金利を制限する法律はある。同じ立場の取引ではなく、一方が言われるがままという状況の取引は公正ではない。公正じゃない取引については制裁する法律はどこの国にもある。

Q 日本では法律家や被害者団体が高金利引下げを引っ張っていったが、韓国では？

A 韓国では市民団体が中心になって動いていった。市民団体の中には法律家・専門家もいるし、信用不良者の集まりがインターネット上にあり、連携している。金融政策の学者・法律家が法制度に参加しているし、献身的に支援するボランティアもいる。金融政策能力のある学者は大きな政策をみる能力がある。案も提示できる。具体的にどのように解決するかは法律家の役割。大きな政策を考え、協力し合っている。

Q 金利規制議論について、それぞれの立場が出ている論文・資料はあるか。

A 正確なのは国会の法事委員会の会議録。

Q 業界団体はどうなっているのか

A 法律制定以前から、銀行連合会はあった。法律制定の前後に、二つの私金融連合会ができた。法律制定の際、意見を出した。

Q 貸金業者を賛助するような研究所・学会や、大学教員・研究者はいるか。

A 韓国にもクレジットカード学会・与信専門金融学会などがある。

③ 貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律について

Q 貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律についてどのような評価をしているか。

A 貸付業法は、貸金業者にアメとムチを与えた規定である。業者に登録を

促すために登録をすれば年利 6 6 % の範囲内では高金利を徴求することを保障し、登録をしない業者については刑罰で取り締まることで対処することになった。取立規制規定もあり、夜間の電話による取立や暴力的取立・親族等に対する第三者請求を禁止した。登録業者は標準的な契約書を使うことになっている。

市民団体の評価としては、違法に取立をしたことに対する刑罰が甘すぎる、年利 6 6 % の貸付金利は市場的に見て高すぎる、3000万ウォン以下の貸付にのみ適用するという限定的な規制のため、これを超える融資を受ける事例、たとえば中小企業者に対する融資には適用されない、個人から借りた場合は制裁できないなど不十分な点がある。

Q 6 6 % が高すぎるという話があったがこれを引き下げる目処・目標は。
適正金利の根拠をどう考えているか。

A 過去韓国の金利規制法 40 %・施行令 25 %。せめて 25 % に下げないといけない。遅延利子は 25 %、せめて 25 %。

Q 借り主が安全で利用できる金利が 25 % ということか。

A 韓国では訴訟提起した場合遅延利息が 25 % という法がある。利子制限法と連携して考えると 25 %。（適正な金利は） 20 % くらいではないか。
現在韓国では市場金利 10 %。

Q 市場金利に連動させる（ドイツのように）議論はあるのか？

A 根本的に韓国も信用不良者制度ではなく個人の信用能力を評価し 10 クラス分けしてランクによって貸出金額や利率を多様化させようとしている。金融機関の信用調査能力が向上すれば金利や貸出金利を決めるのが自律的。しかし少なくとも暴利の制限はあるべき。25 %～30 % は上限という意味があり、具体的に反対しているわけではない。

6 6 % の金利が出てきたのはお金を借りたい人の信用評価で出てきたのではなく私金融のリスクのために金利を高く設定したもの。私金融が返す能力のない人に貸し付け、体を拘束する略奪的貸し付けは許されない。個人の返済能力を超えるのが暴利だということ。

アメリカでは略奪的貸し付けが横行している。略奪的意図のもとに返せない人に対する貸し付け、財産や身体を拘束することは絶対にあってはならない。6 6 % は返せない（略奪できない）リスクを前提にしたもの。略奪できない場合のリスクをとらえて高い利子を設定するのはよくない。

Q 金利規制復活後一時期私金融が減少するが、その後増加したという実態

はあるか？これについてどう考えているか？

A 私金融業者が全部登録しているわけではない。未登録データはない。制定後は政府も積極的な取締や実態の把握もしている。取締が緩くなり、監督しなくなったら、私金融が少しずつ増え始めている。この法律の最大の問題は、貸付業者に対する監督が金融監督院ではなく地方自治体にゆだねられている点。このような監督について自治体には経験がなく積極的な監督ができないでいる。

たとえば地方自治体がオフィス事務所を訪問して標準契約書を調べ、利子を調べ、利子が事務所に掲示されているか確認すべきだが、自治体には監督権限を持っている者が1・2名しかおらず、回ることはできない。

Q 私金融の金利の相場

A 66%以上となっているかどうかのデータは政府も私もない。金融監督院の被害申告センターによれば、200から300%というケースが多い。

Q 金利規制前後で代わっていない？

A この法律の趣旨はヤミに隠れていた私金融業者を表に出す、金利の規制を課す、ヤミは取締をはからうというもの。表面にでてきたものは法の定める金利をとる。ヤミは依然として高い金利を取っている。

Q 登録私金融の貸付金利の相場は66%に張り付くか？

A 銀行は10%、カードは20%。登録した私金融が66%。以前は表でやっていた日本の消費者金融は80%～100%だった。

④ 現在の信用不良者問題について

Q 原因についてどのように考えているか。

A 借主・貸主・政府の三者にそれぞれ責任があると思う。債務者については、所得が減ったならば、減った収入に見合う生活をすべきである。しかしカードを作り借金をしてまで収入が減る前の生活を維持した点に問題がある。政府については経済が悪化した状況下において内需を増やすことを目的にカードを推進したため、カードが濫発された。しかしこれは政策の間違いであった。債権者、カード会社や私金融については、借主の信用や返済能力を無視してカードを発行した。これは会員数を増やして市場を支配するためであろうが、そのためにカードが濫発され信用不良者を生み出した。

Q 信用不良者救済手続（破産・免責、個人再生手続などの裁判手続や信用回復委員会などの私的整理手続）は十分に機能していると考えているか。

不十分な点があるとするとどのような点か。

A 2000年ころから韓国内では、信用不良者の問題が大変深刻になり、市民団体では政府に対策を提言した。しかし金融機関や、報道機関は、破綻処理を推進すれば、庶民に借りたお金を返さなくていいという道徳的問題（モラルハザード）が生じるという意見をだした。

政府は信用不良者を放置し、信用不良者は300万人を超えることとなり、政府は、ようやく救済プログラムを出すこととなった。そのプログラムとしては、信用回復制度や・共同取立制度・バッドバンク制度などが打ち出された。

このうち共同取立制度とは、複数の債権について取立窓口を一本化する制度である。債権者は自己の債権だけ回収すればよいと考えがちであるがそうすると返済不能となり信用不良者となっていく。そこで窓口を一本化し全債権者のために取立をして分配をする制度である。

バッドバンク制度は近時制定された制度であるが、不良債権化した債権を一ヵ所の銀行に集約し、それについて借主に8年間の分割弁済をさせる制度である。

Q バッドバンク制度の考え方は？

A 企業の場合黒字倒産というのがある。利益を出しているのに債権者による急激な回収で支払いができなくなる。個人であっても十分な時間があれば返済できるのに一気に回収となると破綻することがある。債権者が共同で管理しないと自分の債権のみの回収はかるので黒字倒産してしまう。そこで、共同で債権を管理し取立する。

バッドバンクに債権を渡すと個別の金融機関は取り立てできずバッドバンクを通じて行う。バッドバンクは8年間の猶予を与える。

Q 裁判所を通すのか債権者・債務者同士で話し合うのか。

A バッドバンクは金融機関が協約を結び、一気に返済をせまるのではなく8年間プログラムをつくる。5000万ウォン以下で延滞期間が6ヶ月以下の人が申し込むことができる。私金融業者は参加しない。

Q バッドバンク・個人ワークアウト（信用回復委員会）どちらが多いのか。私的整理の割合は？

A 二つの制度は似た面もある。最初は個人ワークアウト制度だったが、救済人少なく、事業のペースが遅い。このためバッドバンクを作った。当初の目標は40万人、多ければ100万人だったが、実際は18万人。政府は第2次を実施しようと考えている。

Q 信用回復委員会とバットバンク、どちらがおすすめ？両方はいけないのか？

A 信用回復委員会は実績も経験もある。アメリカに C C C S 消費者信用回復機構というのがあるが、回復委員会は金融機関の協約。

Q 信用評価能力・信用情報機関について。

A 昨年国会で信用不良制度撤廃することにきまった。信用不良者制度は、不良か優良かに分けていた。不良とされた人は就職もできない。金融機関も信用評価を行なう努力を怠る。発展を阻害している。評価制度、個人信用評価を行なう機関として韓国信用情報・こうりやん信用情報という二つの会社を設立した。

このような制度には問題点がある。これらの制度はモラルハザードを根拠に、一括ではなく分割にはなるが、元金は全額払わなければならぬ、利子だけが減額できるというものである。しかし、多くの債務者は自分の所得ではおよそ借りた元金を返すことができない。それなのに借主に元金を払うことを求めるのでは債務者救済という観点ではあまり実効性のない制度である。

政府は、救済プログラムとして、続々と施策を実施したがどれも効果がない。市民団体としては、原則としては元金をカットする制度を求めているが、政府の救済プログラムでは実施は困難なようである。かかる救済は行政ではなく裁判所の破産制度により実施すべきであるという考え方のようである。しかし、裁判所は免責について厳格な考え方を貫いており、破産制度の利用は活性化していない。

当初 1998 年ころは裁判所は免責をほとんど決定しなかった。そのため債務者が利用できなかった。市民団体は、裁判所に免責基準を低くするよう要求をした。また、アメリカにおける「個人回生手続」を設けるよう要求をした。これは破産となると、債務者は資産を失い「ゼロ」からスタートをすることとなるが、サラリーマンや中小事業者にとって、「ゼロ」から再起を図るのはとても困難なことであるし、韓国では破産者は医者・弁護士のみならず公務員・教師も資格を失う。そこでアメリカ式の「民事回生制度」が必要だと考えたのである。

その運動の成果として、2004 年 2 月に「個人回生手続法」が制定された。2004 年 12 月には、破産法の改正があり、破産及び免責を同時に受けることができるようになった。また免責の基準も下がった。新破産法施行後、約 100 名が自己破産を申し立てたところ、95 名は

免責を受けることができた。そのうち 50 名は「全部免責」が認められた。

⑤ 信用不良者に関する現在の運動や訴訟について

Q 信用不良者に関する問題で現在取り組んでいる運動や訴訟はあるか。

A 2004 年では民事回生手続の申立が約 9000 人、破産申立は約 1 万 2000 人である。なお信用不良者は約 350 万人と言われている。信用不良者の数に比較すれば、個人破産制度は、もっと活用されるべきである。そのためには市民団体の法律苦情公団という訴訟支援団体が活性化されないとならないと考えている。およそ一般庶民は相談の窓口の存在も知らないからである。また、お金のない庶民は個人破産費用 60 万ウォン（印紙・公告費用代）すら支払うことができない。弁護士に依頼すれば 100 万ウォン、法務士は 50 万ウォンかかる。個人破産者に対する破産申立支援運動も展開する必要がある。

Q 日本の破産記録の調査がある。破産原因のうち連帯保証が 4 分の 1。韓国ではどうか。

A 韓国でも、保証も大きな破産原因である。

通貨危機を経てから、一人あたり 2000 万ウォンまで保証制限するという話もある（どこまで守られているかはわからないが）。保証・手形なくそうという動きもある。

Q 韓国では家族の結びつきは。

A 原則・法律ではないが、情によって同じ学校・友人が保証することがある。一人が破産すればいいものを全体が破産。社会的に問題である。保証制度は絶対なくならないといけない。

⑥ 貸金業者の広告について

Q 私金融やクレジットカード会社などの貸金業者の広告について規制はあるか。あるとしたら、そのような規制をすることになった経緯。

A 韓国には一般には「表示や広告の公正化に関する法律」がある。しかし私金融や信用カードについて特別に広告規制・制裁を課す法律はない。過大な広告については制裁ができる。2004 年 7 月に韓国の公正取引委員会が、保険金融・私金融業者について虚偽誇大広告があり、これを取り締まったことがある。

Q カード濫発抑制のための政策・運動

A クレジットカードを高校生にまで発給していた。街頭で勧誘したり、景品を付けたりしていた。これを規制するために法律を作り、街頭での勧誘

や景品はできなくなった。与信金融専門業法により未成年者は親の同意が必要になった。街頭での勧誘・景品は禁止された。個人の信用を把握して発給しなければならない。

⑦ 最後に

私たちも日本の経験を市民運動に活用できればいいと思う。

これからもいろいろ情報交換できればいいと思う。

2 金融監督院

(1) はじめに

韓国の金融監督院は、政府機関とも関係が深い民間機関であり、金融関係の統計調査、金融被害についての相談、業者への調査指導をその業務としている。

(2) 日弁連より金融監督院訪問の趣旨説明

日本弁護士連合会消費者委員会は今年で設立して20年目になり、この間、消費者金融やクレジットから多額の借金を抱えた多重債務者の救済活動と被害根絶のための立法運動を行ってきた。

日本の金利規制は、20年前は上限金利が年109・5%だったが、最近、年29・2%に引き下げられている。現在29・2%の金利規制が、2007年1月に見直されようとしている。

韓国では、1998年1月に利子制限法が撤廃され、その後、高利金融業者が横行し、2002年に金利規制が復活したと聞いている。そこで、我が国の金利規制の見直しの参考にすべく訪問をした。

(3) 当日の質問と回答

Q 消費者信用の業種別の貸付残高の推移について。

A 法律が制定されてから時間がたっていないので業種別の貸付残高のデータはない。

Q 私金融の業者数と貸付残高の推移について。

A 業者数は、5万から6万であると推定している。登録されているのが12000。登録されている業者の貸付残高の推移は5兆から6兆ウォン、全体の市場規模は36兆ウォン（3兆6000億円）くらいである。

Q 韓国消費者金融の平均貸付年率について。

A 登録されている業者は年利66%という法的上限利率を守っている。登録されていない業者は被害申告の内容からみて220%以上の利子を取っている。

Q 銀行やクレジットカードの金利は、どの程度か。

A 銀行は6%から10%で、クレジット会社は15%から20%。あと総合貯蓄銀行（昔の信用金庫）は、年20%から40%。

Q 私金融の出資者の推移について。

A 私金融出資者がどれくらい出資しているのか明らかにしていないので把握が難しい。とくに、2002年以降、貸付業法制定以来、地下資金、やみ資金がさらに地下に潜ってしまった傾向がある。

Q 日本の貸金業者の参入について

A 日本の貸金業者は98年度から韓国に参入し始め、現在は33社が参入している。資本金として出している出資額は約900億ウォン（90億円）。残りは、日本からの融資が3500億ウォン（350億円）程度入ってきている。

Q 日本の業者も登録を受けているのか。

A 100%登録して、適法な形式で営業している。

Q 利子制限法廃止についての評価

A 金融危機を迎える、国家が倒産するという自体に直面し、金利が利子制限法で定めている金利を遙かに上回るという結果をもたらした。資金の円滑な供給のために利子制限法の撤廃は不可避であったと考えているが、その法律を撤廃してから想像を絶するような金利になってしまい、信用不良者を量産してしまう一つの原因になった。

ご存じのように、私金融市場は、金利の規制が非常に難しい。利子制限法の撤廃以来、年1000%、2000%の利子を超える悪徳業者も放置され取り締まれなかつたのは大きな社会問題であったと思う。

Q 不当な取り立ての事例

A 主に、家族や親戚にいやがらせをするような直接債務に関係のない家族に、代わりに返済をするように求めたり、家族を脅迫したりするような事例があって被害が広がっている。

法律が制定される前は、そういう不当な取り立てに対する処罰が難しい状況だったが、2002年度に関連法が制定され、不法取立行為として司法当局に申告をして措置をとっている。

被害件数は2001年から金融業被害申告というのを受け付けているが、今まででは12000件のうち30%が不当な取り立て行為に関するものである。

特に信用不良者が増え、また破産者も増え、高利金融による被害が深刻になり、2004年8月からは政府が「民政経済侵害事犯特別対策」というものを打ち出して、高利私金融による被害や不当な取り立てによる被害の防止に最善を尽くしている。今まで三万人あまりが不法な業者として拘束された。

Q 利子制限についての金融監督院局長の意見

A 利子制限法は復活したが、金利も商品と同様、需要と供給によって決まるのが望ましいと思う。需要と供給によって決まるためには互いに対等の関係

が成り立たなければならないが、実際には両極にある人たちの経済関係になつておる、金利の制限は避けられない、制限利率を引き下げようという動きはあるが、反対する人が多い。

Q 貸付業法の施行後の一一番の問題となっている不法な事例

A 法の趣旨とは関係なく、登録しない業者が多いということである。多くの業者は 6.6% の金利の規制を受けるのをいやがっているため、登録せずにやみ市場で不法な形で営業している業者が多いことが問題となり、このような不法な業者による被害が届けられている。

昨年、私金融利用者 3000 人を対象にアンケート調査をしたところ、年 6.6% の金利でお金を借りている人はわずか 1.5% に過ぎなかった。登録した業者であるから不法な行為が全く問題がないわけではないが、ほとんどの不法行為をしている登録されていない業者で問題は発生している。

もっとも多いケースは、高金利被害で平均 22.0% を超える。家族や親族に取り立てをする行為がほとんどを占めている。

Q 私金融の法外な金利とやみ金融業者の取締まりについて

A 98 年 1 月に利子制限法が撤廃され、法外に高い金利でお金を借りる人が多くなった、そのような規制を緩和してしまったことが韓国の多重債務者を量産した大きな要因となったと思う。

貸付業法の制定の背景は利子制限を過度に低い利率に下げることで、急にお金が必要な方がお金を借りることが全くできなくなるのではなくて、そのようになってはいけない、やみの業者を表に引き出すことに力を入れなければならないと考えていた。当初、日本のように年 10.9・5% の市場金利を勘案して決めようとしたが、政治的な利害関係によって年 6.6% になった。日本も 2001 年から 40% の金利の上限を 29・2% に引き下げたことで多くの業者がヤミに隠れてしまったのではないか。このようなヤミに隠れた業者を表に引き出すためには、過度な金利引き下げは誤った政策ではないかと考えている。

Q 99 年 9 月のクレジットカード利用促進政策の導入について

A カード利用促進政策によりお金を借りることが簡単になったかもしれないが、本人が返済できないほどの多くの借金を抱えるようになり、その借金を返すために高利の私金融を使わなければならぬという悪循環をもたらしたと考えている。

金融市場はクレジットカードなのか、私金融なのかというふうに市場を両分してみるのは難しい。いずれにせよ、過度のカードの配給が私金融市場

を拡大させてしまったと考えている。

Q 韓国で実施している信用不良者救済対策について

A 現在銀行やカード会社という制度圏の金融機関に限って実施されている。

このような制度圏の金融機関利用者だけが金融機関と協約を結んで支援を受け、その成果はあったと思っている。

しかし、この協約に加入していない貸付業者やあるいは不法資金金融業者に対する債務調整が行われていないのでその債務調整がない場合は限界があると思う。

銀行や制度圏の金融機関に借金がある人はほとんどの場合私金融も使っているので、日本の弁護士が進めている債務調整システムが作動されなければならないと考えている。

今後は韓国で貸付業協会の機能を活性化させ、裁判所にいかなくても不法金融に対する債務調整ができるように誘導したいと思う。

Q 貸金業に登録しない業者は、処罰覚悟で、無登録で営業しているのか。

A 処罰を覚悟でやっていることがある。2002年に日本に行ったときに見たが、貸付業協会連合会が3000くらいの不法金融業者の資料を持っているのを見た。

Q 信用不良者の定義について

A 信用不良者になる場合はいろいろあるが、ほとんどの場合、長期間、銀行や制度圏の金融機関からの融資の返済を延滞している場合で、3ヶ月以上利子を払っていない場合で信用度を無くしてしまった人である。金融秩序を乱した人例えば不渡りを出して銀行がお金を貸せなくなったりやクレジットカードの違法な割引をした人、クレジットカードの違法な割引を行った人等も信用不良者になる。信用不良者という用語は、4月末から法が変わるので、これからは使われなくなる。

Q 「信用不良者」は法律で定義されているのか。

A 法律上の用語である。信用不良者だからといって金を貸すなどということではなく、貸付のときに注意をしてください、ということである。

その基準は各金融機関の協約によって決まることになるが、ただこの法律を廃止するということが決定している。その理由は、信用不良者にならないために高利の私金融を利用してしまうことを防ぐためである。

Q 信用不良者になったことによるデメリットはどのようなものがあるか。

A 就職するとき信用不良者の場合は制限が多い。最大の問題は金融機関と取引ができなくなるということである。

Q 信用不良者の人数は？

A 360万人ぐらい。実際に信用不良者ではない場合もあるが、一度信用不良者になると、その記録が7年間保管される。したがって、実際より多くの方が信用不良者として登録されている。信用不良者でない者でも私金融を利用した場合、金融機関はその記録を見る所以ができるので、信用度は低いと見なして、貸し渋ることがある。

Q 利子制限法の廃止前と廃止後の信用不良者の数の変化は？

A 利子制限法が撤廃する前では、数十万人で、その後400万人くらいになつてはいるが、利子制限法の撤廃自体が信用不良者量産の原因であったと言いたれないとと思う。なぜなら金融危機によって信用度が低い人には銀行が貸し付けをしないので、私金融や金融市場にいってしまうケースがあるので、信用不良者が増えた原因が利子制限法の撤廃せいだけだと断定するのは難しいと思う。ただ、過度に高い利息によって多くのお金を借りてしまつて信用不良者になったという意味では一要因であると思う。

Q 金融監督院と金融監督委員会の両者の関係は？

A 金融監督院は実務執行機構で、金融監督委員会は意思決定機構、それは韓国中央銀行と金融通貨委員会と似たような関係である。金融監督院は、行政機関ではなく、行政機関の権限の委任を受けている。

Q 私金融の問題や監督は、どこで行うのか。

A 日本でいえば、都道府県、自治体に登録することになっている。法律は財政経済部で立案する。現在、貸付業法の改正について、国会で多くの議員が立法案を提出している。日本は、貸金業務を金融庁で監督しているが、韓国もその方向にするべきであると議論されている。

Q 私金融数、平均貸付金利の数はどういう統計に基づいているのか。

A 私金融業者の数は、金融監督院が地方自治体から資料をもらって集計をしている。信用不良者数は、金融監督院が銀行連合会から資料をもらって出している。現在登録されている私金融業者は正確に11500で日本の約半分である。その3倍から4倍の無登録業者がいる。

Q 韓国の貸金業のひどい取り立ての事例について

A 主に家族や親族に取り立てをする行為である。たとえば、娘の夫、義理の息子が私金融で借金をして義理の母に取り立てをする。あるいは債務者の職場にやってきたり、電話をかけて仕事をできなくなるなどである。

2001年、最初に被害届け受け付けたときには、もっとひどい事例もあった。

2001年ころの韓国の貸金業は、70年頃の日本のサラ金事件とたいへん似ていると思う。

Q 金融監督院では悪質業者の告発センターができたと聞いているが、いつできたか。

A 2001年4月から。当時は申告を受けても暴行や傷害がないかぎり処罰できなかった。例えば1000%以上の金利であっても処罰することができなかつたので2002年貸付業法が制定されることになった。

Q センターができたきっかけは?

A 利子制限が撤廃されたことで、日本の厳しい金利規制が韓国にはないということで、日本から多くの業者が参入し、高金利で営業することになった。そこで被害申告を受けて見るとこのような外国系の業者による被害より実は韓国の方がより高い金利でビジネスをしていることがわかり、利子制限法を制定することになった。

Q 被害申告数の傾向はどうか。

A センター設立する前の統計はないが、センター設立後、被害はだんだん減り、今当初の3分の1、4分の1になっている。私たちは、不法業者を不法として処置をするだけでなく、不法行為の啓蒙活動もしている。国民にこういうのは不法ですよということを知らせて被害に遭わないようにしてきた結果減ってきた。

Q 貸付業法制定の前と後では申告内容にどのような違いがあるか。

A 貸付業法の実施の初期には、法の保護を受けられなかつた人の申告が寄せられて、法の制定前より2倍以上の申告があったが、3年ぐらいたって制定前の2分の1まで減っている。

実際に刑事処罰をやっているが、申告する人は、民事の解決を要求している。たとえば、年200%という高い不法金利で借りている場合、年66%で返済したい、残りは返済しないでいいような調整を求めたりすることである。

裁判所に行けない経済的に貧しい市民のために債務調整をするよう、貸付業協会に調整を求めている。

Q 2002年7月以降の統計について

A 4月末または5月はじめに金融監督院ホームページに載る予定。

あまり知られていない被害事例や統計については、金融監督院が発表しているものが韓国での最初の資料ということになる。金融監督院のホームページには利用者を対象としたアンケート調査の結果が載っていて、2002年、

2003年、2004年、毎年1回アンケート調査をしてその結果をホームページに載せている。利用者の形態の変化や金利の推移などの分析を行っている。

(4) 金利の引き下げについての意見交換

(韓国) アンケート調査の結果によれば、66%以下の金利でお金を借りているのは、15%以下しかいなかった。平均220%の高い金利の私金融を使っている。今も守られていない66%をさらに引き下げたら、決まった金利の範囲内で貸す業者はなくなり、そういう業者はヤミ市場に入していくのではないか、そうすると消費者の被害はさらに広がるのではないかと思う。

個人的な考えだが、日本に行った時に、金利を引き下げれば引き下げるほどヤミ市場化してしまう傾向があると思うので、それならむしろ規制金利を二極化して、大型の会社は低い金利を取り、中小零細は高い金利をとるという二極化はどうだろうかと思う。

(日本) 2002年頃はヤミ金融が横行していた時期である。2003年7月、ヤミ金融対策法ができた。具体的には、出資法の一部改正と貸金業規制法の二つの法律改正である。同じ時期に、ヤミ金融をやっていた山口組系五稜会系のヤミ金業者が摘発された。その結果、日本では、ヤミ金融がかなり減っている。

(韓国) 2003年に日本で行われたのは従来の法律の改正だったか、新しい法律ができたのか。

(日本) 従来の貸金業規制法と従来の出資法の改正である。

(韓国) 不法業者の広告などを規制していると聞いているが、政府の取り締まりに対する強い意思ではないかと思う。

(日本) 法律の改正も影響があったと思うが、それまで摘発に消極的だった警察が、ヤミ金融の摘発に積極的になったことがあげられる。とくにヤミ金融をやっているのはほとんど暴力団なので、暴力団系のヤミ金融が摘発されて大幅に減少したのが実情である。

私は全国ヤミ金対策会議の代表をしているが、この間、2500社のヤミ金を刑事告発している。

貸金業会は出資法の上限金利を40,004%から29,2%に下げたのでヤミ金が増えたと言っているが、それは事実に反している。山口組系五稜会がヤミ金融を始めたのは1995年からである。日本のヤミ金融の増加は、暴力団が新しい資金源として手を出したことが大きく影

響している。

消費者金融業界が、たまたま金利引き下げと同じ時期にヤミ金が出てきたので、金利引き下げを阻止する理由として、金利を下げたからヤミ金が増えたというキャンペーンをやったと思う。しかし、40,004%から29,2%に下げたことにより、サラ金業者がヤミ金業者に転じた事実はほとんどない。

日本のサラ金業会が危機に陥ったのは、20年前、サラ金が109,5%から73%に上限金利を下げた時に、中堅サラ金業者を中心に倒産が続出した。今回の場合は、中堅サラ金業者の倒産はほとんどない。

109,5%から73%に上限金利を引き下げた20年前には、ヤミ金業者はほとんど登場していない。今回、ヤミ金業者が増えたのは40,004%から29,2%に下げたという単純な理由からではない。

(韓国) 日本では、富める者がますます富み、貧しいものがますます貧しくなるという現象は韓国よりは深刻ではないからかもしれないが、韓国では貸し付け業法制定前と後のアンケートの結果によれば、ヤミ市場の金利がはるかに高騰してしまった現象がある。多くの経済学者が心配していたとおり取り締まりが強化されればされるほど、ヤミ金の金利は上がるということがある。問題は、ヤミ金を使わなくとも資金が調達できるよう政府が作らなければならない。

(日本) それに賛成する。本当は低所得、所得が低い人ほど低い金利の融資が必要であり、社会政策的な援助が必要だと思う。

(5) その他の意見交換と質疑応答

韓国側から、日弁連とJCCAとの関係について質問

(日本) 日本クレジットカウンセリング協会は、日弁連と一定の協定のもとに一定の規約を決めて債務整理を行っている。JCCAには弁護士会とJCCAの協定に基づいて弁護士が20人くらい派遣されている。

JCCAでは比較的借金の額が少ない債務者の債務整理を行っている。少しわかりにくいが、日本では利息制限法という法律があり、15%~20%以上の金利がとれないという法律になっている。これには罰則がないので、日本のサラ金とかカード会社では守っていない。

カウンセリング協会では、利息制限法に引き直し大幅に元本を減らして、もちろん利息もカットして分割弁済の交渉を行っている。

(韓国) 私はカウンセリング協会のシステムが韓国でも導入されればと思い、いろいろ努力している。個人的な自立的な活動にはいいと思う。貸金業法、

出資法、利息制限法で金利を規制しているということだが外部からはわかりにくいと思う。

(日本) 弁護士会で決議をしているが、利息制限法に罰則をつけるべきであるという運動をしている。具体的には出資法と利息制限法一体化しようとしている。しかし、貸金業協会が猛烈に反対をしている。

(韓国) わたしたちは金融機関が私金融の資金源になるのは反対している。

一定金額以上の融資をするときには報告するようにしているが、金融機関の融資は消費者の立場から見るとむしろ低い金利で使えるという面もあると思う。金融機関が高利貸金業というマイナスのイメージにならないよう子会社などを使って融資をしているのは問題だと思う。

(日本) 金利を考える場合は、金利の支払に追われて生活が破綻したり、商売をやっている人が商売をやっていけなくなるような金利は適正な金利ではないと考えるべきである。金利は利用者サイドから考えられるべきで、貸す側がどれだけ儲かるのかという観点で決めるべきではないと思う。

とりわけ、消費者金融を利用するには所得の低い層が多いので、高利のお金を利用するとすぐに破綻してしまう結果が出ている。

(韓国) 私も貸付業法を作る時に経済学者といろいろと討論をした。日弁連が実際にそのような低所得者を対象に貸し付けの営業をすると考えたとき、公的なマインドも重要であるが、利益を考えずに営業をすることが考えられるだろうか。金融業者を対象にアンケート調査もしているが、原価分析もしている。それでなぜそのような高い金利になっているのか分析したら金融システムに問題があるということだった。大規模な貸金業者の場合は信用度が高いので調達金利が低いが、零細な貸金業者は信用度が低いので調達金利が高く、また貸し倒れになるリスクも高いことであると思う。必要であれば金利を引き下げる同様にヤミ金融業者を表に出す努力が必要である。

私たちは法律が制定されてからあまりたってないので、金利の過度な引き下げはヤミ化をもたらすと考えている。今、4人の国会議員が法律改正案を出しているが、民主労働党だけが金利を引き下げようとしており、残りはまだ言及はない。

個人的な考えであるが、日本では29・2%になっているのにプロミスでは25%になっているということで、そのような自立的な引き下げが望ましいのではないかと思う。何を重視するのかという問題であると思う。金利を引き上げるか引き下げるかだと表にヤミ金融を出すこと

を優先するのか、これは政策的な判断だと思う。

(日本) 日本の中小企業は、貸出金利が10%を超えると多くの中小企業は破綻するという統計がある。韓国では何%ぐらいの金利なら韓国の企業が成り立つていけるとお考えか。

(韓国) 私たちは72年度に中小企業に凍結処置をとったことがある。今は経済の規模が大きくなつて、金利が自由化され、規制はしていない。

資金調達のできない企業は一時的な危機は回避できると思うが、信用度の低い企業は市場で生き残ることは不可能だと考えている。

中規模の企業までは利子制限はしていないが個人や小規模の企業には66%の規制をしている。どれくらいが適切な金利かを決めるのは難しい。企業の信用状態を見て決めなければならないと思う。原則的には市場原理に基づく金利設定をするようにして、過度な金利規制はしないようということである。

私たちは私金融を利用している人にアンケートをしたが、私金融を利用しなくとも生活できる人が30%である。この人たちが金融機関を利用できるように、今年度中にお金の必要な人が庶民の金融機関のサイトに自分の信用情報を入力して金融機関がそれを見て貸付金利を提示するといったマッチングさせるようなシステムを考えている。貸手が借手を選択するのではなくて、借手が貸手を選択するという制度である。

(日本) 韓国の公定歩合はどのくらいか。

(韓国) 正確な金利はわからない。

(日本) 韓国の銀行の平均貸出金利がどのくらいか。日本では年1.7%である。

(韓国) 企業の信用状態によって違ってくるが、年7%~20%まで。

(日本) 韓国での普通預金の金利はいくらか。

(韓国) 4%~7%。

(日本) 私金融の出資者で大口の出資者は何人ぐらいいるか。

(韓国) ミョンドン地域を中心に数十人と言われているが、実態の把握は現実的には難しい。大口融資者は個人ではなく企業に貸していることがほとんどである。

(日本) 信用情報についても調査をしているが、信用情報センターで詳しいところはどこか。

(韓国) 韓国信用評価情報と韓国信用情報の2社がある。韓国では貸付業の信用情報の共有というのがまだ初期段階で、今システムを作っている。

3 韓国消費者連盟

Q 利子制限法を廃止した理由は。

A IMFの勧告があった。経済危機だったので、利子制限が経済の流れを阻害するという理由で廃止した。当時は市場金利が高かったが、利息の制限が自由な金利市場を制限しているということであった。

Q 利子制限法が廃止されたことによる影響は。

A 利子制限法がなくなったことで、私金融の金利が高くなつた。月30%の金利を取る業者が現れた。一般的な銀行の滞納利息が30%まで上がつた。

日本の消費者金融が、韓国の市場に参入した。当時、日本の上限金利は年利29.2%であった。

通貨危機当時、仕事を失つたり、所得が少なくなつた人が、資金をもとめて私金融市場を利用した。これが社会問題となり、2003年、金融監督院に相談窓口が設けられた。ただ、それは、利子制限をしているわけではなく、契約内容等の問題を取り扱っている。契約時に利息を明示する等である。

Q 消費者連盟の対応は。

A 消費者連盟では、高金利の相談をそれほど多く扱っていない。昨年は29件であった。例えば、100万ウォンを借りて10日で20万ウォンの利息を取られた、または、カード割引問題、つまり、クレジットで物を買って、それを換金するなどという問題の相談があった。私金融の紹介で手数料を取る業者、不法な取立などの相談もあった。

ただ、こういった問題は、消費者団体が処理するには難しい。警察等の領域であろう。

Q 貸付業法について

A 2001年頃、私金融の被害が増加し、利子規制を行うべきであるという世論が盛り上がつた。そして、利子制限だけでは、ヤミ金融を取り締まることはできない、私金融がヤミに潜ることになるということで、貸金業法が制定された。

利子制限については、以前から私金融や訪問販売の制限があつたが、今回は、貸付業務に関する利息が対象となっている。ただ、現在も高金利が跋扈していることから、利子制限の実効性には疑問がある。金融監督院の資料を見ると、不法な取立は少し減つた。

消費者連盟自体は利子制限や貸付業法には余り関与していない。信用不良者問題については、2001年から関係プログラムを始めた。すなわち、同

年から、信用不良者の登録制度や救済制度について、それが適切かどうかの討論をした。2003年からは、大学生や軍人、サラリーマンなどの若者に対して信用管理についての教育プログラムを開始している。

Q 信用不良者問題について

A IMF介入以後、申し込みば誰にでもクレジットカードが発行されるようになった。それから、信用不良者の問題が深刻化した。

2003年、信用不良者として登録された者が300万人に達した。実労働者の7分の1という数であり、政府の対策が12回行われた。

銀行取引や、訪問販売、クレジットカード等の利用状況についてデータが交換されている。韓国では住民登録番号があり、信用不良者となると、社会生活に制限があるので、私金融から借りることになってしまう。

韓国の信用不良者問題の解決については、政府の責任であるという認識がある。政府が対策を次々出しているのもそのため。政府が、クレジットカード振興策をとったことも原因である。もちろん、消費者側にも支払能力を超えた利用という問題があるが、経済社会政策の失敗であるとして、政府に解決を求める声がある。

ただ、消費者が、国が何とかしてくれるだろうと考えて、何もしないということも問題である。国が自分たちの借金問題を解決してくれるということで何もしない消費者も多い。

消費者連盟は、国の政策に頼るだけでなく、信用不良者のような問題が再び起きないように、消費者教育に力を注いでいる。

Q 破産等について

A 不法な債権取立て行為は、暴力団と提携している場合が多い。暴力団が組織的に回収手数料をとったり、カード割引行為に介入するなどしている。そのような場合には、警察や行政が介入することがある。ただ、違法行為の全てを明らかにすることは難しい。

サラ金は、韓国にはなかったが、日本から進出するようになった。

信用不良者が増えてがら破産制度の利用が増え、また、韓国でも自殺者が増えてきている。経済的な理由だけではないが、世界的に見ても、高い水準である。

Q ひどい取立があるということであるが、どのようなものがあるのか。

A 暴力団を使うことはある。まれには女性が人身売買の対象となることがある。

Q カードの発行枚数が減っている原因は。

A 政府は発行枚数を減らせとはいっていないが、啓蒙教育等により消費者が自らカードを使わなくなってきた。

Q 信用不良者について。

A 信用不良者という名前自体に社会生活上、大きなデメリットがある。そのため、消費者は、必死に信用不良者にならないようにしていた。しかし、信用不良者側も、政府の政策がより自分たちに有利になるのではないかという期待がある。利息をカットしてもらう、元金もカットしてくれるのではないかという期待があり、それに甘えて、自ら解決しようとはしない。信用不良者には、国の政策のために、信用不良者となったという気持ちがある。

Q 日本では、破産の原因として連帯保証を理由とするものが全体の4分の1ほどあるが、韓国ではどうか。

A 保証が原因ということもあるが、調査結果がないので正確なことはわからない。

Q 借金問題についての相談窓口はあるか。

A 韓国では弁護士会は借金問題の相談を行っていない。消費者保護院でも、そのような相談を受けているわけではない。信用不良問題について、消費者連盟が紹介する窓口はない。消費者連盟自身には借金問題の解決能力はない。

Q 韓国の電話での借金の取立はどうか。

A こちらも相当あると思うが、表に出てこない。

Q 暴力団の取立は具体的にはどのようなものか。

A 暴力団の性格によるが、子供の脅迫や誘拐、嫌がらせ、親族への要求等がある。

Q 虚偽広告や誇大広告について監視しているか。

A 消費者連盟では、30年以上、広告の問題について審査している。倫理・道徳の問題である。韓国では、事前審査するので、日本のようにサラ金がテレビ広告に出ることはない。新聞にもサラ金広告は出でていない。クレジットカードの広告は、CATVのみに流れていると思う。「カードを使ってください」という広告はあるが、信用不良者問題があるので、カード発行の案内は余りしていないと思う。

Q 身体覚書といったものを融資時にとるという報告があるが、それは本当か。

A 前借金を払えない女性を暴力団が拉致して売ることがある。しかし昨年、売春防止法ができた。売春問題をなくす専門の委員会があり、売春組織の首謀者を規制できる。売春そのものより、売春組織を潰し、売春婦に教育することが重要と考える。

Q 信用不良者問題が政府の責任であるという意味は。

A 韓国政府は、ソウルオリンピックの前から、国内の需要を喚起する政策を探った。その一つとしてクレジットカードの利用促進策があった。その結果、急激にカード利用が普及し、消費者にはクレジットカードの利用に伴う責任感が乏しかった。政府がクレジットカード利用についての教育をしないままに、カード利用を促進したことが、信用不良者問題の原因ではないかと思う。

Q 利子制限の廃止の理由は。

A 利子制限の廃止が経済活動にとって有効であると考えられたからである。また、利子制限を廃止すれば、消費者にとって有利になるとを考えたが、実際にはそのような効果はなかった。私金融を利用する人が減れば良いが、それもない。利息は上げることは簡単だが、下げることは難しい。

Q 利子制限の適用範囲はどうか。

A かつての利子制限法は割賦販売についても適用されていた。しかし、同法廃止後、復活した貸付業法の利子制限については、割賦販売への適用がなくなった。



消費者連盟にて

4 消費者保護院

(1) 事業の概要

① 消費者保護院は、消費者の不満処理および被害救済を目的とする機関で、財政経済省の国民生活局に属し、政府から支援を受けて被害救済を行う機関である。

② 業務は大きく分けて二つ

ア 事後の消費者保護－不満処理・被害救済・紛争調整

イ 被害事前防止 調査試験・教育・国際交流・消費者情報提供

③ アの業務について

・電話やインターネットで相談を受ける。

インターネットについては即時回答が求められるので対応が大変である。

電話・FAX・訪問・インターネットの相談に対し、90%以上が情報提供で処理。

被害救済・紛争調整1局・2局(99人)・専門家が処理・相談を受けてから30日で原則処理。これで処理できないものは消費者紛争調整委員会(専門官の諮問を受けて客観的に処理・専門諮問委員が30名)に回される。

・相談で最も多いのが信用カードによるものである。

調整委員会：一方でも不服の意思があれば調整成立困難

訴訟支援弁護団：調整委員会の決定に事業者が不服を出した場合、訴訟支援

④ イの業務について

・消費生活向上のための調査・研究

・消費者安全確保のための調査・試験検査

・消費者権益のための教育

・国際交流 東北亜細亞国際協力ネットワーク(韓・中・日)

・消費者情報提供

⑤ 信用不良者について

銀行では3ヶ月以上返済を延滞し信用集中機関にブラック登録される者、カード会社では、30万ウォン以上残高があり3ヶ月以上返済が延滞した者をいう。

説明では、「昨年の相談件数は約45万件、処理方法は情報提供が90%、

これで処理できないと紛争調停局にかけ、30日以内に合意勧告、それでもできないと紛争調停委員会にかける、調停案に対し15日以内に異議がないと調停案を受諾したことになる。調停案の成立の効果は、一審裁判所の和解と同じ効力を持ち、強制執行できる。金融関係の案件は15500件、内11000件はカード関係でカード発給に問題があるとか、名義盗用被害のケースなどである。そのなかで調停委員会が解決したのは信用カード8件、銀行関係7件の15件である。現在信用不良者は400万人いるが、それらの破産制度への斡旋などは消費者保護院ではしていない。」ということである。

- ⑥ カード関係を含め金融関係の相談というのは、多重債務を負った者がどうしたら生活を立て直すことができるか、という性格ではなく、業者が違法にカードを発給した、カードが盗まれ違法に利用されたなどの案件である。日本の国民生活センターの相談の統計を見せて（サラ金相談件数は2004年は通信関連サービス被害について2位）多重債務者の相談を受け付けないのか、信用不良者は消費者保護院が扱う消費者被害に入らないのかを質問したところ、「受け付けないことはなく受け付けてはいるが、それらの相談は金融監督院、信用回復委員会に紹介する」との回答であった。
- ⑦ 次に、行政機関が司法的機能を果たすことについて質問すると、「行政機関で法的執行力を持つ機関は、消費者保護院以外にも7つか8つある。韓国では国民の紛争案件は数が多くて司法裁判所では処理できないので、最高裁判所規則によりそうした行政機関に強制執行の権限が与えられている」という。

(2) 質問事項についての回答

Q 利子制限法廃止（98年）に対する評価（弊害としてどのような社会現象が発生したのかなど）

A 私金融のトラブルと利子制限法廃止と相当関係があると思う。制度圏から借りられない場合は私金融しかない。年利300%から400%の金利をとっていた。復活させなければならないと廃止直後からずっとといわれてきた。利子制限法以前にも信用不良者に該当する人は多かったとは思うがIMF体制と重なってしまったのでデータはないが増加したと思う。

Q 貸付業の登録及び金融利用者保護に関する法律（「貸付業法」）の評価。とくに利子制限復活の評価。

A 利子制限法が撤廃される前は40%として制限があった。いまは66%だが若干高い。これは韓国の特有の信用不良ができた時代的背景があるからだが、これからも低くしていく可能性がある。

- Q 韓国には一般に金融関連紛争を解決する制度として、
- ①韓国消費者保護院の金融紛争調停委員会による金融紛争調停制度
 - ②金融機関や信用回復委員会による私的整理
 - ③裁判所による民事調停制度、弁済供託制度、消費者破産制度、個人再生制度

があるとのことですが、上記のうち、①の金融紛争調停制度について詳しく教えてください。

- A 韓国では消費者保護院、紛争調停委員会と金融監督委員会2ヶ所の紛争調整がある。

消費者保護院の金融紛争調整は、まず消費者が金融関係の被害を受けたら当院に相談をする。内容を聞いて他機関に斡旋した方がいい場合は他機関へ。資料が少ない場合は資料を要求し、その内容によって救済が必要な場合は受け付ける。受け付ける対象は銀行・カード・私金融である。

受け付けるとその事実を記録して相手の事業者（金融機関）に通報する。金融機関は資料を出して解明する。

その内容を聞いてから被害内容を比較して合意に至るように勧告する。消費者に誤解があるのであればそれを理解させる。事業者が間違っている場合は合意を得るように勧告する。そして消費者・金融機関が認めない場合、1ヶ月以内にまとまらない場合に紛争調整委員に調整を求める。紛争調停委員会には30名で構成・法・金融・学者・医療その他の専門家で構成される。

紛争調整委員会30名が全部集まるのではなくその中の関連委員が会議をする。この紛争調整委員会の調整内容を両者が認めると成立し、一方が反対すると不成立となる。

この決定について両者が認める場合は法院の一審の裁判と同じ効力をもつ。和解になる。執行力がある。

5 大法院

Q 個人破産事件受件数の推移（できれば過去20年間）。

A 韓国個人破産事件は96年に初めてあった。データは2000年から5年間のデータである。

Q 増加傾向であることは間違いないか。

A 間違いない。2004年は12、300件以上である。

Q 最近増加しているようだが、その原因はどこにあると考えられるか。

A まず韓国で1997年以降にIMFの介入により経済状態が悪化したこと、2004年から個人回生事件が始まったことなどが、原因であると思われる。

申立の推移を見てみると、個人回生事件が始まると、個人破産申立が増えている。国民が、個人回生と個人破産について知ることになったことから、事件数が増えたものであろう。

Q 個人破産事件の中で同時破産廃止の占める割合

A 正確なデータがない。ソウル地域を管轄しているソウル地裁では、同時破産は95%ということである。

Q 個人破産事件中の免責不許可・一部免責・免責の割合及び免責不許可となるケースでもっとも多く見られる免責不許可事由は何か。

A 数年前は、免責不許可になることがあったが、近年は90%近く免責になっている。不許可の理由は、浪費などであるが、主な理由は、破産手続中ににおける財産隠匿についての疑惑である。

Q 免責許可率が1999年は55%だったところ2003年は89.5%、2004年の上半期では95.8%となっているようだが、その変化の原因はどのように考えられるか。

A 2004年の1年の統計は97%となっている。推測としては、破産免責を通じた経済的な再生が、社会的に認められるようになったのではないか。

Q 代理人申立と本人申立の割合は。

A 代理人を通じて申立するか、本人を通じておこなうかは、個人破産については正確なデータがない。ソウル地裁のデータでは、破産事件について代理人がつくのは10%ということである。

代理人がつく申立は、書類上に代理人本人の名前が書かれる場合であり、弁護士のみである。法務士の場合は本人申立である。

Q 破産管財人について。誰が選任されるのか。

A 管財人は弁護士である。韓国では、法務士は、訴訟代理はできない。書類

の作成代行のみである。

Q 破産管財人の報酬は、個人事件ではどれくらいか？

A 正確なデータはもっていない。ソウル地裁の裁判部では、一件あたり 200 万から 300 万ウォンであるが、外の裁判部では基本報酬は 100 万ウォン以下とするが、いくつものケースと一緒に依頼することもある。個人破産事件の中では、破産管財人の事件は多くない。

Q 破産申立から免責決定までの平均的な期間は。

A それは各裁判所によって違う。

ソウル地方裁判所では 5 ヶ月から 6 ヶ月であり、最短は 4 ヶ月であったが、それは例外である。

Q 破産事件数が増加しているか、法改正や運用の改善があったか、または検討されているか。検討されているとしてその趣旨と具体的な内容は。

A 3 月 2 日に国会で成立した統合倒産法は、全ての倒産法が一つに統合されている。更に、個人破産、回生制度も含まれているが、これを整備したものであり、大きな変化はない。色々整備された内容は、免責を破産と同時に使う制度が含まれているが、それは日本の破産法にも同様の制度があると聞いている。

個人回生手続では、基本的に同じ制度を維持している。ただ、将来の給与所得に対する執行裁判所の転付命令が失効する制度を設けている。

個人的には、破産や再生手続と密接な関連があるのは、民事執行法における差し押さえ可能財産の問題である給料の差し押さえであると思う。韓国の場合、差し押さえ可能範囲は 1 / 2 であり、その点では韓国の場合は厳しい。

日本では将来の継続的給付である給与については、差押対象が特定されていないという理由で、転付命令が認められていないが、韓国の民事執行手続では将来の給与についても転付命令が発令可能である。それを無効化する。

個人的な考えでは、勤労所得者の所得を保護することが最大の課題である。

韓国では給料の 1 / 2 まで差し押さえられるが、日本やアメリカでは 1 / 4 である。そのため、中間取得者や低所得者にとって非常に重く、経済的な困窮につながる。

信用不良者が増加しているという問題があるが、その原因の一つはこれである。実際に、50% の収入では、中間所得者や低所得者では生活が維持できない。更に、これを契機に職を失うケースがある。

Q 同時廃止の場合の強制執行の停止の規定があったのか。

A 韓国の場合も同時廃止では執行可能であるが、免責申立があれば、強制執

行はできない。その点は、統合破産法は、日本の新破産法と同様である。

Q 個人債務者回生法の事件数の推移はどうか。

A 2月末で、14,593件である。1日 123.7 件

毎月の受付件数は10月 1507 件、11月 3,505 件、12月 3914 件、2005年1月 3054 件 2月 2481 件、3月に入つて、少しずつ減っている。これは、新しい信用不良者の救済策が発表されたことから、申立件数が減っている。

Q 先週発表された信用不良者に対する対策は。

A 資産財政公社 (KAKO) で、複数の金融機関から借り入れをしている多重債務者についてバットバンクを作つて弁済期間を長くしたり、金融機関の債権をバッドバンクが買うという仕組みを作つた。

一つの金融機関だけに債務をもつている信用不良者についての施策としては、期限の利益を再度付与した上で、個別の金融機関に対する弁済期間を長くするという方法がある。

信用回復委員会が行つているが、申立の債務の上限を3億ウォンから5億ウォンに変えた。

韓国の最高裁判所の予想では、個人回生などの事件数はより多くなるという予想であったが、裁判所の裁判であることから、債権者に対する送達、公告、債務の確認に費用と手間がかかる。信用回復委員会は、民間であり、金融機関だけの債務の調整であり、INTERNET で電算システムとつながつている。コンピューターで債務額の確認ができるので、信用不良者が申立だけすれば、職員がその後の手続を簡単にすることができる。そのため、手間が簡単である。

現在、地裁では、このような事件の処理のため、裁判官や書記官が大変である。その増員が、最大の問題である。今までの事件数はかなり多いと考えている。

Q 個人債務者回生事件の本人と代理人申立割合

A 本人申立件数が 12,419 件、85.1%、代理人申立事件 2,174 件
14.9%

Q 個人回生事件での回生委員は弁護士か？

A 裁判所の事務官が回生委員になつてゐる。それは費用の関係である。法律上は弁護士などもできるが、費用の関係で選任していない。最長 8 年間、回生委員の職務が続くが、弁護士がこれを行うとなると、かなりの費用負担が必要である。これは、債務者負担となり、その結果債権者に対する弁済額が減少することになる。そこで、裁判所職員を選任している。

専門性の問題があるので、彼らに対して研修を行い、専門性を補充している。全ての事件で回生委員が選任されている。

Q 弁済計画が認可される割合、不認可割合は？

A 開始決定事件が2月末で4,894件、認可決定事件は608件である。弁済計画の認可件数は4%。開始決定の割合は12.4%である。これは、開始決定は、受付から1ヶ月以内にすることが法律の規定である。裁判所の事件数が多いため、1ヶ月以上かかっていることが多い。

もし開始決定になってから、以後の手続で廃止されれば、将来5年間は、再度の申立が禁止されている。認可する可能性が低い事件では、取り下げを勧告している。そのため、開始決定の時期が遅れている。

Q 認可決定は、開始決定から5から6ヶ月である。申立人に本当に可処分所得があるのか。

A 裁判所がみている。それを確認できて初めて認可決定を行う。現在、制度開始から6ヶ月程度であり、開始決定や認可決定の割合の数字は意味がない。廃止された事件数はあまりないと聞いている。

Q 貸金関係の事件数というのをまとめているか。

A 個人も含む貸金請求事件は、1997年38、261件、1998年42、425件、1999年37、729件、2000年66、604件、2002年35、094件、2003年35、404件、2004年37、281件となっている。

カードの立替金は、1999年10、369件、2000年17、038件、2002年202、711件、2003年25、804件、2004年33、669件となっている。

Q 高利私金融業者が行った請求を制限する判決は。

A 下級審の判決で、社会常識（公序良俗違反）を適用して、高利を請求した場合、利息率を大幅に減額した判決例がある。

Q 利子制限法のもとでは、任意に払った場合には、返還をもとめることはできないのか。

A 1994年の最高裁判決の判例で、利子制限法の利率を超過した任意弁済には、利息の支給は無効であるが、返還を請求できないとされている。

2002年に貸付業法が成立し、超過返済した利息は8条3項により返還請求できる。その法律以来の下級審の判決例はない。法律的に解決された。

Q 個人破産よりも回生手続の件数が多いのは、何故か。

A 最高裁判所でも、わからない。個人的には、韓国では個人破産の不利益が多くすぎる。たとえば、公務員の退職事由となり、個人企業の場合、就業規則等で、退職事由となっている。韓国では破産宣告を受ければ、社会生活がで

きないという考えが強い。個人債務者回生法の場合、破産者に対する不利益を減らして、破産申立件数を増やすべきという意見もあったが、破産者に対する他の不利益規定が150を超えていた。その法律の改正は、他の行政部が担当している法律であって、改正作業が難しい。また、破産法の改正で直ちに私的企業の就業規則を変更することはできなかった。そこで、破産ではなく、個人債務者回生制度の利用者に対して、一切不利益がないこととしている。そのため、回生手続が多い。

Q 破産宣告の事実はわかるのか。

A 韓国では、破産宣告の事実は、官報に掲載し、回生については大法院のHPに掲載している。しかし、職場の人が、事実上わかつてしまうことになる。

Q 本人申立が多い理由は。

A 破産事件は、韓国でも申立するのに難しい事件であり、本人申立について苦労がある。しかし、弁護士費用を捻出することができないので、裁判所にきて相談している。記載例とか、相談に応じている職員がいる。このサポートにより本人事件が多い。本人申立である事件でも法務士が書類だけ作成している。大法院のHPにもマニュアルなどを掲載しており、色々な説明やマニュアルを読んでいればできる。また、信用不良者のHPがあり、自分でそれを読んで助けになったという記載がある。

Q 個人破産事件と回生事件の債権者、債権の総額はどうか。債権者の人数、債権の内訳とか。

A 個人破産事件の債権額や人数などについての資料はない。個人回生については統計がある。個人回生事件の場合は、債権者の数が6から10が最も多く、11から15が2番目、5以下が3番目である。今年2月の1ヶ月の統計である。私金融であるか、制度金融であるかは統計資料がない。

Q 過去に破産をしたことが就職上の不利益になるか。

A 破産宣告になると、法令上その事実を戸籍所管者に通知し、免責決定になると、それを抹消する。就職の際に、特別な記録があるかを照会する。免責になれば、記載はないので、わからない。金融機関は、信用不良者の過去のデータを持っているので、個人企業の場合も調査することが予想される。事実上の不利益があるかどうかはわからない。

Q 統合破産法制定に不利益事由を制限するということは。

A 最高裁判所から国会に意見書を出すときに、アメリカでは破産手続を利用するだけで差別することは禁止されているという規定を、法律案に入れてほしいとしたが、公聴会で、企業の側から学者が、破産者に対する不利益を禁

止する規定は、企業が労働者を雇うかどうか、私的な行為を規制する規定であるという意見がでた。そのため、次の法改正で検討することになった。

議論がなされたことは間違いない。民主労働党が、差別の禁止の特別法律案を準備している。本年内に提出予定と聞いている。

Q 破産者が新闻広告にでるということはあるか

A 官報のみである。

Q 私金融が 6.6 % の利息を請求する訴訟が出ているのか。

A 制限利率は 6.6 % であるが、被告が認めれば 6.6 % の判決になる。

これに対し、被告が争うと、公序良俗を適用して、減額するのが下級審の実務である。年 20 % に減額する。

Q 免責の許可率が増加していることに対する債権者側の対応はどうか。世論は？

A 債権者側の直接の反発はない。しかし、本来はあると思う。2003 年までは、個人破産、個人ワークアウトについて、モラルハザードが問題となっていた。個人破産の免責許可率が高くなると、弁済率が悪くなるといった論調である。ところが、2004 年からは、逆に、債務者（信用不良者）の生活が、どれほど悲惨かといったことがマスコミに報道されている。債務者を救うという論調が強くなっている。

財政経済の施策は、元金は免除できないという仕組みであり、この制度の背景には免責率が高いことに対する懸念があると思う。



韩国大法院